工事請負契約にかかる事後審査型制限付一般競争入札の取扱いについて

2018年4月1日以降の工事請負契約にかかる事後審査型制限付一般競争入札の取扱いについて、次のとおりお知らせします。

○ 物件等級に対する経営事項審査の総合評定値(P点)及び発注予定価格

工事種目	物件等級	経営事項審査の総合評定値(P点)	発注予定価格(税込)
土木工事	A	1,100点以上	3億円以上
	В	800 点以上 1,100 点未満	9千万円以上 3億円未満
	С	600 点以上 800 点未満	2.5 千万円以上 9 千万円未満
	D	600 点未満	2.5 千万円未満
建築工事	A	1,100点以上	6億円以上
	В	800 点以上 1,100 点未満	1.5 億円以上 6 億円未満
	С	650 点以上 800 点未満	3.5 千万円以上 1.5 億円未満
	D	650 点未満	3.5 千万円未満
舗装工事	A	800 点以上	1億円以上
	В	600 点以上 800 点未満	2.5 千万円以上 1 億円未満
	С	600 点未満	2.5 千万円未満
電気工事	A	1,050点以上	1.3億円以上
	В	750 点以上 1,050 点未満	3千万円以上 1.3億円未満
	С	750 点未満	3千万円未満
給排水衛生 冷暖房工事	A	1,000 点以上	1.3億円以上
	В	700 点以上 1,000 点未満	3千万円以上 1.3億円未満
	С	700 点未満	3千万円未満
造園工事	A	700 点以上	2千万円以上
	В	700 点未満	2千万円未満

(総合評定値に関する事項)

- ・ 経営事項審査の総合評定値 (P点) は、入札書提出日において有効な経営事項審査の最新のものとする。
- ・ 「障害者の雇用の促進等に関する法律」による「障害者雇用状況報告書」の提出を義務付けられる者が、 法定雇用障害者数を充足していない場合は、その者の経営事項審査の総合評定値(P点)から10点を減じ た値をもってその者の経営事項審査の総合評定値(P点)とみなすものとする。